

【栃木市】太陽光発電設備整備事業に係る主な関係法令等窓口一覧

令和5年4月

NO	法令等名	主な規制等の概要	手続き	所管部署	備考
1	栃木市土地利用対策委員会設置要綱	<p>○土地利用に関する総合調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模開発に係る事前協議</li> <li>・廃棄物処理施設設置に係る事前協議等に対する意見調整</li> <li>・土地区画整理法、土地改良法、採石法、砂利採取法、その他土地利用に関する法律に基づく土地利用計画に対する検討、調整</li> </ul>	事前協議 ・ 意見調整	総合政策部 総合政策課 政策調整係 TEL 0282-21-2303	□
2	栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却、建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの</li> <li>・宅地の造成その他の土地の形質の変更</li> <li>・木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て又は干拓</li> </ul>	許可	地域振興部 蔵の街課 重伝建係 TEL 0282-21-2571	□
3	栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	<p>土砂等の埋め立て等に供する区域の面積が500㎡以上である事業を行おうとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂等の埋め立て等に使用する土砂等の量が500㎡以上である事業を行おうとする場合</li> <li>・土砂等の埋立て等に供する区域のうち最も高い地点又は最も低い地点と、当該土砂等の埋立て等に供する区域が接する道路のうち当該土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入口の高低差が5メートル以上である事業を行おうとする場合</li> </ul>	許可	生活環境部 環境課 環境保全係 TEL 0282-21-2422	□
	土壌汚染対策法	3,000㎡以上の土地の形質変更がある場合	届出	栃木県 小山環境管理事務所 TEL 0285-22-4309	

4	砂利採取法	砂利の採取を行おうとする場合	認可	産業振興部 商工振興課 商工振興係 TEL 0282-21-2371	<input type="checkbox"/>
5	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域整備計画にて設定される農用区域内的の土地（農振農用地）については原則として太陽光発電設備等の設置は不可	事前照会	産業振興部 農業振興課 農政係 TEL 0282-21-2379	<input type="checkbox"/>
6	森林法	○伐採及び伐採後の造林に関する届出 ・地域森林計画対象民有林で立木を伐採する場合 ○林地開発 ・地域森林計画対象民有林で0.5haを超えて開発する場合 ○保安林解除、土地形質変更許可等 ・保安林内における立竹木伐採等が生ずる土質の形状変更	許可等	産業振興部 農林整備課 林務係 TEL 0282-21-2386	<input type="checkbox"/>
	栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例	県指定の自然環境保全地域及び緑地環境保全地域内で建築物その他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う場合	許可・届出		
7	鳥獣保護法	鳥獣保護区特別保護地区で建築物その他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う場合	許可	産業振興部 農林整備課 獣害対策係 TEL 0282-21-2289	<input type="checkbox"/>
8	道路法	道路に関する工事又は維持を行う場合・継続して道路に工作物等を設置する場合 但し、道路上に太陽光発電設備等の設置は不可	許可	都市建設部 道路河川維持課 道路河川管理係 TEL 0282-21-2403	<input type="checkbox"/>
	法定外公共物管理条例	法定外公共物（道路法・河川法・下水道法適用外の道路・水路等）に関する工事又は維持を行う場合・継続して法定外公共物に工作物等を設置する場合 但し、道路・水路等上に太陽光発電設備等の設置は不可	許可		

9	栃木県立自然公園 条例	県立自然公園内での工作物の新築、鉱物の掘採、土砂の採取等の行 為を行う場合	許可・届出	都市建設部 公園緑地課 公園整備係 TEL 0282-21-2413	<input type="checkbox"/>
10	栃木市風致地区条 例	風致地区内において、建築物等の建築や宅地造成等を行う場合	許可等	都市建設部 都市計画課 計画景観係 TEL 0282-21-2431	<input type="checkbox"/>
11	栃木市景観計画及 び栃木市景観条例	景観計画区域（本市全域）内において、一定規模を超える建築物・ 工作物の建築行為及び開発行為を行う場合 【太陽光発電設備の場合】 ・高さ 4m を超えるもの、又は土地の区域面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるも の	届出	都市建設部 都市計画課 計画景観係 TEL 0282-21-2431	<input type="checkbox"/>
12	都市計画法	○開発行為（主として建築物の建築又は、特定工作物の建設の用に 供する目的で行う、土地の区画形質の変更）を行う場合で次のも の ・市街化区域内での 1,000 m <sup>2</sup> 以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為 ・非線引き区域内での 3,000 m <sup>2</sup> （栃木市では 1,000 m <sup>2</sup> ）以上の開 発行為 ○市街化調整区域において建築行為を行う場合	許可等	都市建設部 都市計画課 開発指導係 TEL 0282-21-2444	<input type="checkbox"/>
	栃木市自然環境等 と再生可能エネル ギー発電設備設置 事業との調和に関 する条例	○再生可能エネルギー発電設備設置に関する事業を行う場合で次 のもの ・条例で指定している保全地区内において行うもの ・事業面積が 5,000 m <sup>2</sup> 以上であるもの	許可等		<input type="checkbox"/>

13	建築基準法	・電気事業法等の適用を受ける工作物については適用除外。ただし、架台下の空間を屋内的用途に供する場合は建築物に該当するため、建築確認の手続きが必要。パワーコンディショナ（太陽電池発電設備において発電された直流の電気を交流の電気に変換する設備をいう）を収納する専用コンテナについても適用除外	建築確認申請	都市建設部 建築指導課 建築審査係 TEL 0282-21-2442	<input type="checkbox"/>
14	栃木市水道事業給水条例	水道給水管の工事（新設・移設等）を行う場合	工事申込書兼承認願の提出	上下水道局 水道建設課 給水係 TEL 0282-25-2105	<input type="checkbox"/>
15	栃木市火災予防条例	高圧又は特別高圧の変電設備を設置しようとする場合（全出力が50キロワット以下のものを除く。）	届出	消防本部 予防課 予防係 TEL 0282-22-0072	<input type="checkbox"/>
16	文化財保護法 栃木県文化財保護条例 栃木市文化財保護条例	指定されている文化財で工事等をしようとする場合及び周知の埋蔵文化財包蔵地で工事等をしようとする場合	許可・届出	教育委員会事務局 文化課 文化財係 0282-21-2497、2498	<input type="checkbox"/>
17	農地法	農地等を農地以外に転用しようとする場合 【太陽光発電設備の設置が原則認められない農地】 ○農振農用地（市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地） ○甲種農地（市街化調整区域内の農地で、土地改良事業等の工事完了した年度から起算して、8年を経過していない農地） ○第1種農地（おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地。土地改良事業等が実施された農地。）	許可・届出等	栃木市農業委員会事務局 農地調整係 TEL 0282-21-2395	<input type="checkbox"/>